藤枝市働き方改革アドバイザー派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内の中小企業等における働きやすい職場環境づくりを推進するため、働き方改革アドバイザー派遣事業を実施するものとし、その実施に関し必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において「働き方改革アドバイザー派遣事業」とは、働きやすい職場環境づくりに取り組む中小企業等の求めに応じ、働き方改革アドバイザーを派遣して、次に掲げる支援を行う事業をいう。
 - (1) 働き方改革の推進に関する現状調査及び分析の支援
 - (2) 働き方改革の推進のための実施施策の提案及び取組の支援
 - (3) 国の両立支援等助成金の申請手続きの支援
 - (4) その他市長が働き方改革の推進のために必要と認めた支援
- 2 この要綱において「働き方改革アドバイザー」とは、市長が指定した社会保 険労務士、中小企業診断士等をいう。
- 3 この要綱において「中小企業等」とは、市内に主たる事業所を有し、常時使用する従業員の人数が300人以下の企業その他の法人をいう。

(派遣時間及び回数)

第3条 働き方改革アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)の派遣は、 1回当たり2時間以内とし、同一の中小企業等につき1会計年度当たり3回を 上限とする。

(派遣の申請)

第4条 アドバイザーの派遣を希望する中小企業等(以下「申請者」という。) は、働き方改革アドバイザー派遣申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(派遣決定等)

- 第 5 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、派遣の可否を 決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により派遣することを決定したときは、働き方改革アドバイザー派遣決定通知書(第2号様式)により、派遣しないことを決定したときは、働き方改革アドバイザー派遣申請結果通知書(第3号様式)により、通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による派遣の決定後、必要を生じたときは、申請者に対し、派遣に必要な書類の作成及び提出を求めることができる。

(実績報告)

- 第6条 アドバイザーは、事業が完了したときは、速やかに働き方改革アドバイザー派遣事業実績報告書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。 (謝金の負担)
- 第7条 派遣したアドバイザーに対する謝金は、藤枝市が負担する。 (決定の取消し)
- 第8条 市長は、申請者が偽りその他不正な申請に基づき派遣の決定を受け、又は申請した支援以外にアドバイザーを利用したときは、派遣の決定の全部又は 一部を取り消すことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この告示は、公示の日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

働き方改革アドバイザー派遣申請書

年 月 日

藤枝市長様

所 在 地

申請者 名 称

代表者氏名

藤枝市働き方改革アドバイザー派遣事業実施要綱第4条の規定によりアドバイザーの派遣を受けたいので、次のとおり申請します。

フリガナ									
企業等名称									
フリガナ			電話番号	()	_				
代表者氏名			FAX 番号	()	_				
所在地	₹								
担当者役職			担当者						
			氏名						
E-mail									
創業・設立	年 月 日								
申請時の常		(内訳)							
時使用する	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	正社員		人(男性	人、女性	人)			
従業員数	人	パート、契約]社員	人(男性	人、女性	人)			
		派遣社員	,	人(男性	人、女性	人)			
主たる事業	□製造業	□卸売業	□建計	設業 🗆	サービス業				
の事業分類	□その他	()			
支援内容	□働き方改革の推進に関する現状調査及び分析								
(複数選択可)	□働き方改革の推進に関する実施施策の提案								
	□実施施策の取組								
	□国の両立支援等助成金の申請手続								
	□その他働き方改革に必要な支援								
	()			

 第
 号

 月
 日

様

藤枝市長即

年

働き方改革アドバイザー派遣決定通知書

年 月 日付けで申請のあったアドバイザーの派遣については、次のとおり決定したので、藤枝市働き方改革アドバイザー派遣事業実施要綱第5条第2項の規定により通知します。

- 1 支援内容
- 2 派遣回数
- 3 その他

第3号様式(第5条関係)

第 号

年 月 日

様

藤枝市長即

働き方改革アドバイザー派遣申請結果通知書

年 月 日付けで申請のあったアドバイザーの派遣については、下記の理由により派遣できないことを、藤枝市働き方改革アドバイザー派遣事業実施要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

理由

働き方改革ア	ドバ	イ	ザー	派遣	事業	実紀	子報	告	書
--------	----	---	----	----	----	----	----	---	---

年 月 日

藤枝市長様

アドバイザー名

働き方改革アドバイザー派遣事業による企業等への支援を実施したので、藤 枝市働き方改革アドバイザー派遣事業実施要綱第7条の規定により、次のとお り報告します。

- 1 実施日時 年 月 日() 時 分から 時 分まで
- 2 実施した企業等の名称
- 3 実施した支援の内容

(助言又は提案等の内容について詳しく記入してください。)

4 支援の結果から期待される成果

(具体的に記入してください。)